

## 第7回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 議事録

日 時 平成19年5月11日（金）午後6時30分～午後8時15分

場 所 杉並区役所西棟6階 第5・6会議室

出席委員 会 長 小松 郁夫  
副会長 井上 千枝美  
委 員 太田 篤  
委 員 久保田 恵政  
委 員 高橋 新一郎  
委 員 内藤 秀人  
委 員 野田 栄一  
委 員 小池 曙  
委 員 斉藤 美恵子  
委 員 星野 直子

欠席委員 井口 容宏  
根本 郁芳  
榊原 禎宏

区側出席者	教育委員会事務局次長	佐藤 博継
	教育委員会事務局教育改革担当部長	小澄 龍太郎
	保健福祉部子ども家庭担当部長	上原 和義
	区民生活部地域課長	末久 秀子
	教育委員会事務局庶務課長	井口 順司
	教育委員会事務局教育改革推進課長	中村 一郎

傍 聴 者 1 名

配布資料 資料20 提言案（未定稿）  
資料21 第6回懇談会 発言要旨

**会長** それでは、時間になりましたので、ただいまから第7回の杉並区教育基本条例等に関する懇談会を開催いたします。

まず最初に、委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

**庶務課長** 本日は井口委員と根本委員が欠席で、榊原委員が少し遅れるという連絡をいただいています。そのほかの皆様についてはおそろいです。

**会長** ただいまの報告で過半数の委員の方がご出席ですので、ただいまから懇談会を始めたいと思います。

まず事務局から、議事録と本日の配布資料等について説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、1点目、議事録でございます。前回の議事録については各委員に内容をご確認いただきましたので、本日お配りしたものを正式な議事録として区の公式ホームページにも掲載しますので、ご了解をいただければと思います。

それから、配布資料でございます。委員の皆様には事前にお送りさせていただいておりますが、資料20の懇談会の提言案をお配りしております。

また、資料21といたしまして、前回の懇談会での各委員の発言要旨を短くまとめたものをお配りしております。以上です。

**会長** ありがとうございます。

それでは、提言案につきまして、庶務課長に簡単に説明してもらいたいと思います。

**庶務課長** それでは、お手元の資料によりまして、提言案についてご説明をさせていただきます。

前回、4月12日の第6回懇談会におきましては、1つとして規定形式、2つとして条例の構成、「前文」「目的」「大切にしたい考え方」までを提示させていただきました。その中でもさまざまなご意見をいただいたところですが、その後4月27日に起草委員会を開きまして、そこでの議論も踏まえまして、案としてまとめて送らせていただきました。

それでは、内容に入ります。1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。今回の提言の全体をとらえていただくという視点から、概要をまとめております。

初めに、1の「規定形式等」のところですが、こちらは形式は条例にすべきということと、条例に前文を付するというに加えて、条例の名称は「人づくり条例」の方が適しているということに触れております。これは後にもご説明をいたしますが、提言の最後に「おわりに」を入れております。その中に、さまざまな状況を考えると、条例名称は「人づくり条例」の方がむしろ適しているかもしれないということを書いておりますので、こちらの方にもこのことを載せております。

次に、2の「前文」でございますが、前回の提言案では、現代社会の問題点指摘に関わる内容と、人と人とのつながりが大切であることを前提に、どのような人づくりをするかを明確に示し実現していくことが、これからのよりよい社会、一人ひとりがかげがえのない存在として認められる社会づくりの基礎とな

るという考え方、さらにはそれを踏まえて、自分の生き方に矜持を持って他の人や社会のために尽くせる人、そういった人たちが多くいれば素敵ではないかということを書かせていただきました。

今日お配りした資料の6ページをご覧くださいと思いますが、今回お示しをしております案では、前回と同様に現代社会の問題点指摘等はやっておりますが、それに加えて、そういう今の社会だからこそ人づくりが大切なこと、また、前回の会議でもご意見をいただきましたが、昭和57年につくられた杉並区歌を引用いたしまして、「心ふれあう人がいる、笑顔みかわす人がいる」など、区歌に歌われているようなまちでいつまでもいられるように、今改めて人づくりを地域ぐるみで進めることが必要とされていることを指摘しております。

そして、その人づくりについて、懇談会として考える人づくりの基本を、1つとして、「人間として生まれてきたこと」を大切にすること、2つとして、「人間性を発揮すること」を大切にすること、3つとして、「社会性を発揮すること」を大切にすることという3つにまとめております。そして、まとめとして、それらの観点を踏まえて、前文においては「人が育ち、人が活きる杉並区」を標榜する杉並区としての「人づくり」の基本的考えを記述することが適当であるとしております。

次に、また改めて概要の3ページに戻りまして、「本文」の方でございます。申しわけございませんが、概要版の「本文」のところは4になっているのですが、これは3に訂正をしていただきたいと思っております。

本文につきましては、概要にもありますように、大きくは「目的」「大切にしたい考え方」「各主体ごとの役割と責務」「人づくりに関する行政の基本」の4項目に分けております。この分け方や盛り込む内容につきましては、さまざまなお考え、ご意見もあろうかと存じます。ただ、これは基本条例であるということと考えますと、余り具体的なことは盛り込まず、いつの時代にも持っていなければならない基本的な考えや、それを具体化するための基本的なルール等に絞ってまとめるという形で、この各構成については考えております。

本文の具体的な内容でございますが、まず、「目的」については前回の会議と同様に、教育に支援を惜しまない地域づくりを進めることを目的としております。

次に、「大切にしたい考え方」ですが、前回の会議では「幸せを感じる時間を育む」という項目を含めて4つを挙げさせていただいておりましたが、「幸せを感じる時間を育む」が他の3つとは異質で、むしろ3つの項目の全体にかかる内容だとのこと指摘をいただきましたので、この内容を「大切にしたい考え方」の導入部として記載した上で、3つの項目を記載しております。

また、前回の会議では子どもの教育に偏りすぎた表現になっているというご指摘をいただきましたので、それを踏まえまして、「みんなで育ち育てられる」ように、大人も人づくりの対象とするという考え方で内容をまとめ直しております。

次に、「各主体ごとの役割と責務」ですが、ここでは家庭、地域、行政・教育機関、それぞれの役割と責務を記載しております。これにつきましては、1つ前の「大切にしたい考え方」とも若干重なるところ

もございますが、「大切にしたい考え方」では、人づくりを進める上での大切にしたい考え方を述べているのに対しまして、ここではその考え方を踏まえまして、それぞれの主体がどのような役割と責務を持って臨むかを明らかにするというところで、差別化を図っております。

次に、「人づくりに関する行政の基本」ですが、「教育」とすると、どうしても教育委員会が行う教育行政のみに着目されがちになることから、ここでは「教育」としないで、あえて「人づくり」としております。

この各項目の内容ですが、今度は10ページをごらんいただければと思います。

10ページ以降にそれぞれの項目を述べさせていただきますが、まず、①の「中長期目標と行動計画の策定」については、この条例が制定され、具体化されることになった場合に、現実的な状況を踏まえた、今で申します教育ビジョンや教育ビジョン推進計画が必要となりますので、そのことに触れているものでございます。

次に、②の「施策の評価と効果検証」については、取り組みについてスクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、常に見直しをかけ、新たな取り組みを展開していくことを述べております。

次に、③の「区民への理解浸透、意識啓発」は、この条例に基づき教育に惜しまない地域づくりを進めていくためには、何よりもまず、この条例の存在や趣旨等を区民に理解してもらうことが必要であることから、このことを述べているところでございます。

それ以降もいろいろさまざまなことを挙げておりますが、1つ申し上げますと、⑧の「郷土愛を育む施策の充実」がこの条例でも1つのポイントになろうかと考えております。ここでは、教育に支援を惜しまない地域として、地域の中で「共育」や「協働」を推進していくためには、それぞれの地域や杉並のことを知り、地域への誇りの気持ちや愛郷心を育むことが大切だとして、学校での授業や広く大人の人たちに対しても、地域や杉並のことを学ぶ機会をつくるように努めることとしております。

最後に、13ページの「おわりに」については先ほども触れましたが、特にこの提言をまとめていく中では、「教育」という言葉と「人づくり」という言葉がほとんど同じような意味合いで使われていることや、「教育」とした場合の反響等を考えますと、むしろ条例名称は「人づくり条例」の方が適しているのではないかと考えたことから、このような記述を入れたものです。このことにつきましては、委員の皆様、それぞれのさまざまなご意見等があらうかと思っておりますので、またそれについてはご議論をいただければと考えております。

また、そのほか全体につきましても、提言を全体として議論するのは懇談会としては初めての場です。活発なご議論、ご意見をいただきまして、懇談会の総意として提言をまとめていただけるようであれば幸いです。

提言案の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。

そういうことですので、きょうはこの提言案について、委員の皆さんとできるだけ幅広く活発な意見交換をし、それをもってさらにバージョンアップした提言案に反映させていければと思っておりますので、皆様方からいろいろなご意見をいただきたいと思います。5月28日に次回を予定していますが、そういうスケジュールで進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

**委員** 3ページの1なのですが、条例の名称は「人づくり条例」の方が適しているという、このこともここで決定するわけですね。

**会長** そうです。

**委員** それで、「人づくり条例」としたときに、例えば「人づくり基本条例」とかいう文言は要らないのかということがちょっと気になりましたが、とにかくきょうこれを決めるということですね。

ちなみに、私はこれはとてもいい名称だと思いました。「人づくり条例」の方がむしろ「教育基本条例」よりも適切だと私も思います。

**会長** 「基本」という言葉を入れて「人づくり基本条例」としてしまったら、そうではないものもあるかと思ったりもするので、「基本」がなくてもいいのではないかと。それも含めて皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

**委員** 「基本」があった方が何か重々しい感じがするなという、それだけのお話です。

**会長** 多少、順番は前の方から意見交換できればと思っております。今の名称については、先ほど説明もあったように一番最後のところにまたありますので、そこでも議論したいと思っておりますが、いかがでしょうか。皆さん方の今までのご意見をできるだけ組み入れてバージョンアップしたつもりですが。あるいは、だんだん個別の問題が出てくると、さらにご意見も出てくると思っておりますので、最初は全体的な印象でも結構ですので、どなたか口火を切っていただけますか。

**委員** 「人づくり条例」であった場合に私はそれを読むかなと思ったときに、ちょっと疑問に思いました。

「人づくり」というのは何か受け身のような気がします。本人、例えば子どもとか、大人になっても、この何ページかに「人として育てる」「家庭で育てる」とありますが、これも「人として育つ」「家庭で育つ」。

今日子どもがとても上手に歌を歌っていたから、「誰に教えてもらったの」と聞いたら、「自分が」と。やはり自分が学ぶつもりで、やる気がなければ、幾ら外から人づくりをするよとされても、本人の気持ちが育たなければということで、とりあえずまず本人のことを考えたらいいかと思います。杉並の平成13年の懇談会の最初の表紙に「学ぶ喜び 生きる喜び いっぱいの杉並の教育のために」とありましたので、私はこれを活かして、私だったら「人づくり条例」ではなくてどのようにつけるかなと考えたのが「生きる喜び いっぱいの杉並教育基本条例」というのを考えてみました。

**会長** 今のは条例の名称をどうするかということについてのご意見ですね。

ほかにいかがですか。

**委員** 私はちょっと違うのですが、確かに「人づくり」と言うと、つくられる、誰かがつくるととらえられがちですが、この中に随所に出ているのは、人を育てることは育つことだということですね。ですから、そういう意味であれば、「人づくり、つくられ条例」ですが、これは余りふさわしくないので、「人づくり」というのは「つくり、つくられる」ということが含まれているのではないですか。私はそういう印象を持ちます。

例えば、前に行政が「人材活性」という言葉を使ったのはちょっとまずいと。何かいかにも人材を利用しようというイメージがあるので、これは「活用」がいいのではないかという話もありましたが、その程度のことだと思うのです。受け取る側の印象というのは大事ですが、私は「つくる」というのは「つくり、つくられる」ことと受け取ります。

**委員** 私も名称では考えていたのですが、教育というのは人づくりだろうと私もずっと最初から申し上げて、今回の名称では「地域ぐるみ人づくり条例」とか、「人づくり・地域づくり条例」とか、今回、「地域ぐるみで教育立区」と言っていましたので、「地域」という言葉も入れたいなど。行政が何をするかということも大事ですが、結局は行政が主体ではなくて、私たちが主体だよということが欲しいと私は思っています。

**委員** 条例の名称に関してはちょっと置きまして、今、前文から見せていただいて、内容に関しては本当にとってもいいと思っています。特に前文のところはとんでもいいと思います。特にこの1つ目として、2つ目として、3つ目としてという、ここの部分が本当によくて、この3つのところがこの教育基本条例に関しては本当によくあらわしていて、とんでもいい前文だと思います。

1つだけ質問なのですが、「教育」という言葉にはどういう意味があるのでしょうか。

**会長** これは余りにも当たり前の言葉になっているので、言葉のできたての部分と、皆さん方の思いが大分入ってきてしまうので、果たして共通のものになるかどうか。日本語と、僕らがよく授業で習ったり、あるいは今では榊原委員や私が授業でやるときには、外国語ではどうだという話をよくするわけですね。

教育というのは、文字通り言うと「教える育てる」ですね。私らがよく教わったのは、西洋のラテン語とか、ドイツ語では、いろいろなレベルのところで、人の持っているものを引き出してあげる。例えばドイツ語などでは、ドイツ語は榊原先生がお得意なので、彼に聞いた方がいいのですが、人間の中に秘められている持って生まれたものを引っ張り出してあげる、内側にある可能性を開花させてあげる、そういうものが教育のイメージとしてすごくあるんですね。

もう1つは人づくりということと言うと、これも有名な話ですが、人間として生まれても、人間的な環境の中で育たないということ、有名な野性児の話がありまして、野性的な中でオオカミに育てられた子どもの話があります。そうすると、人間としての生活能力が育たないまま育ってしまうということがあるんですね。一番典型的には、自分の排せつ物を平気で手でつかんでしまったりするみたいなことが、オオカミとか、人間ではないものの中で育てられてしまうと、そういう人間になってしまう。人間から生ま

ればもうそれで終わりではなくて、私たちは人間になる。人づくりというのは、人間になるということ  
を本人も周りもやることだということで、これは古今東西の人間が育ってくる過程からすると、やはり人  
間から生まれるだけではなくて、人間的な環境をちゃんと用意してあげないと、私たちは人間になれない  
ということは1つの実例としてあります。

そういう面で言うと、人づくりという言葉は、委員もおっしゃったように、自分自身になると同時に、  
周りがそれを援助したり育てる。それから、育てているつもりが育てられる。親が子どもに育てられると  
いうのは、実感というか、経験を皆さん方お持ちだと思いますが、教育というのはそういう相互作用的な  
ものであるし、そうでないと育たない。あるいは、人間が社会をつくるというのはそういうことでもある  
わけですね。社会の中で生きている。3つ目の「社会性を発揮する」という、このように3つ並べて初め  
て人間が人間になれる。人づくりはそれによって完成をするということがこの前文の中に入っているので、  
教育という言葉の意味がここでこなされているのではないかと思います。

教育をするということは、6ページの1、2、3のことを全部ちゃんとやって初めて教育になる、人づ  
くりになるということで、そのことを私たちはこの前文の短い文章の中でまとめることができたかと思  
います。

**委員** 今、巷にある「教育」という言葉にいろいろついてきているのであれば、それを覆すという意味で  
も、「教育基本条例」の方がかえってストレートで、「教育基本条例」って何だろうと見たときに、この  
前文を読んでいただければ、杉並区の教育基本条例というのは要は人づくりのことなのだとわかっていた  
だくということでは、「人づくり条例」とするよりは、あえて「教育基本条例」という形をとるのもよい  
のではないかという気がいたします。

**会長** では、条例名称を1つのキーワードにしなから、今のような中身のご意見をいろいろお伺いでき  
ばと思いますので、どうぞまたほかの方。

**委員** 今の委員の考え方は非常に逆説的でおもしろいとは思っていますが、でも、やはりそれは逆説的であ  
って、素直に教育基本条例と言ったときに、まず教育基本法みたいなものをイメージしてしまって、手あ  
かのついている部分がかかなりあって、もうその部分で関心を抱かない人が相当多数出るのはないかと  
いうのが素直な印象です。

もう1つは、ここでのいろいろな議論の流れの中で、客観的なワードだけではなくて、やはり杉並らし  
さとか、ちょっと温もりみたいなものが感じられるものにしたいいねというのが皆さんの共通認識のベース  
にあったような気がしています。そういう意味からは、先ほどおっしゃった、単に人づくり条例というだ  
けではなくて、その言葉がふさわしいかどうかは別にして、地域ぐるみの人づくり条例とか、何かそのよ  
うな何かがついてもいいのかなという印象は持ちました。

それから、委員のおっしゃったことは大事なことだと思うのですが、先ほど会長からお話があったよう  
に、基本は育ち育てられる、両方だと思うのですね。育つ部分だけではないし、育てられる部分も当然あ

るわけなので、そこがうまく伝わるように中身が工夫されていけばいいのではないかなという気がいたしました。

**委員** 今回の条例の名称ですが、これは区民、あるいは子どもまでが理解してほしいという条例の表題みたいなものですから、そういう点でいけば、やはりできるだけ易しい言葉、誰にもわかりやすい言葉で、内容がおよそこんな内容なのかなということが膨らんで考えられるような、こういう「人づくり」的な名称の方が受けはいいのではないかなという感じがします。考え方はもちろんこの中に全部出ているわけですから、そこでどう中身を読ませるかという、その工夫の方が大事な気がいたします。

**副会長** 先ほど「教育とは」というお話がありましたが、私は端的に、教育とは総合的な人間形成を行うことだと思うのです。人間形成、人をつくるのが教育なのだよと。それを総合的に行うのが学校であり、地域であり、家庭であり、いろいろなところで行うわけですから、地域ぐるみで人づくりと、「地域」を冠に入れると、今度はそれに縛られてしまうのではないかなと思います。ですから、人間形成、人づくりをどうやっていろいろな教育のところで行ったらいいのかということで、やはり「人づくり条例」で私はいいと思っています。

**会長** ほかにいかがでしょうか。ぜひ中身のことも含めていろいろとご意見を伺えればと思います。

**委員** しばしば出てきましたが、杉並の教育を考える懇談会の提言、それから教育ビジョン、これらとの整合性も大事だと思うのですね。それからすると、先ほど庶務課長が、1つの特徴づけをしているのが⑧番の「郷土愛を育む施策の充実」であると言われました。教育を考える懇談会の中では、もう少し理念的なものが入っているのですね。「歴史の中で育んできた東洋的な考えも統合した理念を柱とする」云々があります。ですから、これは「郷土愛」よりも、もう少し広い意味での表現の方がいいのかなと思います。

**会長** 最近のはやりで言えば、グローバルかつローカルにということで、足し算して「グローカル」なんという言葉をおっしゃる方もいるのですが、そういう面で言うと、郷土愛というのは狭い意味での郷土愛ではなくて、杉並という東京のど真ん中は、一方で世界とつながっている。それから、皆さんの議論にあったように、世界からこの町に来ている人たちもいる。そういう人たちとも、まさに杉並という地縁的な中でつながっていると同時に、もっと広がりを持った形のものに書いた方がいいだろうなどは思います。

**委員** 私は、この条例が杉並区の1つの特徴になっていくことを希望いたします。ということは、杉並区が教育に支援を惜しまない区だということをお知らせするための条例として育ってほしいなと思うのです。その際に、「地域ぐるみで教育立区」とか、「地域」という言葉がいろいろなところに出てきていると思うので、あえてこの条例のタイトルは「人づくり条例」として、サブテーマのようなもので、この「提言にあたって」の中にあるのですが、「人づくり条例（教育に支援を惜しまない地域づくりのために）」みたいな形で、ちょっと補足でつけ加えるような形の文言にされたらいかがでしょうか。この条例ができることによって、前回の起草委員会でお話になった、杉並区は教育立区という理念を中心にしたコミュニティが生まれてくる。そのためにこの人づくり条例があるのだという形がこの条例の目指すものな

のかなという感じなのですが、いかがでしょうか。

**会長** ほかの方、いかがでしょうか。

**委員** 私はこれでいいのではないかと思います。余り細かいことはここには載せない方がいいのではないかと気がしています。条例というのはいずれまたつくるわけでしょう。これを基本にしてつくっていただくわけですから。そうすると、これは大変うまく書けているのではないかと。ただ、あと「てにをは」とか、そういうことはまた事務局の方で見て、直していただければいいのかなと。

それと、せっかくこれで条例ができて、区長がかわったら、またこれをいじられたのでは困るので、余り細かいことはここでは書いていない方がいいのではないかと。区長はもう4年で終わってしまうと言っているのですから。その先になったら、またガラリと変わってやめようなんて言われたのでは、せっかく我々がこうやってやったものが何もなりませんから。そういう意味ではこれでいいのではないかなと思います。

**会長** これは区長だけではなくて、区議会もあるし、皆さん方、区民の意思でもあって、先ほどからずっと出ているような今までの教育に関わる、杉並区が営々としてやってきた財産の上に今の杉並区はあるわけですから、それは多分そんなに大きくひっくり返る話ではない。むしろ何十年とそこに住んでいる人たちの意思を逆に私たちがうまくまとめられればいい話で、トップがかわろうとかわるまいと、杉並区民の意識として、ある種根っこはつながっているのだろうと思います。

今、委員がおっしゃったことで、この提言案のボリュームについてもぜひ皆さん方、これぐらいの書き込みでいいのか、それとももう少し少ない方がいいのか、もう少し多く詳しく書いた方がいいのか、そのことも含めてご意見を伺えればと思っております。もちろん中身の個別的なことも含めて、どうぞご意見をお願いします。

**委員** 私も委員が言われたように、これは非常によくできているなど。ちょっと1つこだわりたいところがあるのですが、10ページの②のところ、当然この条例ができた後、推進計画とかアクションプランが策定されると思うのですが、「常に見直しをかけ」とありますね。この「常に」にちょっとこだわっているのですね。もう少し時限性を持たせるような、具体的に例えば2年後とか、1年後とか、「常に」と言うと非常にあいまいで、どのぐらいのことを言っているのだろうという疑問がありまして、特に見直しがとても大事だと思うものですから。評価・見直しですね。この辺、ちょっと読んでいてひっかかりました。

**会長** これは行政にいらっしゃる方の方があれだと思うのですが、基本的には行政というのは1年単位でいろいろな計画を立てて、予算を組んでいくのですが、一方では中期計画とか、長期計画とか、5年とか10年とかいうことを大体どこの自治体も施策を立てます。

国のレベルでも、ようやく新しい教育振興基本計画というものを立てることになりました。これはある意味では珍しいぐらい長期計画を国が教育に関して持つということがようやく決まって、今ちょっとその

ことが議論されています。自治体レベルでは、全体的な行政の計画が最近随分いろいろな形で、杉並区に限らずやっていますので、その辺は短期には1年でしょうし、長期には何年間かと。

**委員** 心配はないですか。

**会長** 今、行政というのは、そういう面では絶えず見直しをするということで、基本的には短くは1年単位ではないですか。予算という形で必ず施策に意思が反映されるのが今の行政のサイクルだと思います。

あとは区長さんとか議員さんの任期が4年というのが日本の場合はありますので、大きくはそこにまた区民の意思があり、政策の主体が決まっていきますので、その辺の制度的なサイクルはあると思います。

**委員** 11ページの④番、「家庭教育の支援」のところは1行加えていただきたいのは、心身に障害のある子どもには特に支援をします。これをいただいたときに、障害のあるお子さんのお母さんに読んでもらったら、「とても子どもたちのために書いてあるので、特に言うことはないが、もちろんこの子どもという中には障害のある子どもも含まれているのよね」と言われました。私も含まれているとは思いますが、特に支援を必要とするし、生まれて義務教育に上がるまでの乳幼児期の支援が大変必要だというのは、私以上に区の方もわかりだと思いますので、その辺を明文化していただけたらうれしいと思います。

そして、12ページの「行政機関相互の連携」はとても素晴らしいことだと思いますので、これは太字で書いていただけたらいいなと思います。

**会長** 今のことは家庭に限らず地域でも、あるいは学校に入ったときは学校でも、誰であれ、その人、その人に応じた支援、その人、その人なりの育ちを絶えず支援しましょうということですね。

**委員** ただ、家庭でお母さんが大変だというのは、普通にオギャーと生まれてきた子どもでも大変なのですから、それ以上に何倍も大変だところでは、喜びもあるとは思いますが、今まで経験したことのないことが日々起っている家庭なものですから、私としてはせっかくい条例ができるのであれば明文化していただきたい。特に④番ということではありませんが、家庭のお母さん、お子さんを授かったお母さん、保護者の方たちが苦労していることを目の当たりに見えていますので、ちょっと発言しました。

**会長** ほかにいかがですか。

もし個別なことでも、お気づきの点があればいろいろとご意見をいただければと思います。

**委員** 今の障害のある子に対してと同時に、今は核家族になっていて、子どもの育て方がわからない。そういう方たちに対しての文章がもし就学前教育のところ何かあると、そういう人たちに対してできるのかなという気がしています。今はオギャーと生まれた子どもに対して愛情を持てなかったり、あと核家族の関係だと思うのですが、孤立している家庭もあるので、もし入れられるのであれば、ここにそういった文章が入ってもいいのかなという気持ちが若干しました。

**会長** 障害云々、あるいは特別支援はもう少し幅広にとらえてもいいと思うのですね。例えば外国籍の方の問題もあるでしょうし、単なる心身のハンディキャップだけではなくて、これは親も含めて、今後、杉並もそういう時代になる可能性、もう既にそういう方もいらっしゃるのですが、そういう面で、細か

く書き始めてしまうと、いや、こういう人がいる、ああいう人もいるという話になりますので、少しまとめて、いろいろな支援が必要な人たちにできるだけきめ細かくフィットした形で、行政も隣の人も学校の専門家も、あるいは地域のいろいろな人たちもどこかで書けるといいなと思います。

最初からハンディキャップを持った子もいるでしょうし、途中からそうになってしまう人も当然います。家庭だって、最初はとても恵まれた、十分すぎるぐらいの中で育っても、途中でどうのご不幸があるかもしれませんし、その辺は本当に柔軟に、できるだけ漏れないように。ですから、余り具体的に書いてしまうと、いや、そうではない人たちもいますよといういろいろなケースが出てきますので。

**委員** 今、障害のある方にすることはもう当たり前になっているわけですから、殊さらに入れる必要はないのではないかなと思います。このままでいいのではないですか。それは障害がある方だって、初めからの方と途中の方、それから体の方と精神の方といろいろな方がありますから、そういうのがみんな入っているわけですよ。当然、行政の方だって考えて今やっているわけですから、かえって入ると細かくなりすぎておかしくなるのではないかという気がするのですね。それは当たり前になっているわけですから。

**委員** その辺のところは、前文の1つ目の「人間として生まれてきたこと」で全体のことを伝えているのだよということをあらわしていると思いますので、もし必要であるならば、この辺に特別支援とかという言葉を少し載せていったらいかがでしょうか。

**会長** そういうご意見です。

今、国の方も「障害」という言葉ではなくて「特別支援」という言い方になってきています。これはもともと英語でもスペシャルニーズという言い方で、日本語としても共通なものなのですが、スペシャルニーズというのは、実は教育の世界ではものすごく才能のある人もそうなのですね。才能がありすぎてしまうと、実は普通の教育では、かえって自分はおかしいのではないかと行って、ノイローゼになったりするケースがよくあります。日本ではそっちの方は余り皆さん意識がないのですが、非常にたぐいまれな才能を持った人は実はなかなか生きにくい社会ということが一方であったりします。だから、天才というのは、実はハンディキャップを持った人と結構似ていたりします。よく言われているのは、アインシュタインが学校では余り評価されなかったという話がまさにそうなのですが。

今、委員がおっしゃったように、できれば全体をカバーするという意味で言うと、前文の中でその辺のことはもう少しはっきり書いた方がいいという形になりますかね。そうすれば全体をカバーできる。絶えずそれぞれ個別のところでは、当然その精神に則った話ですよということです。

**委員** そのとおりだと思います。一人ひとりを大切にすることだと思っております。だから、それですべてカバーできると思います。一人ひとりを大切にすることだということで、いつも杉並区内にいて置いてきぼり感のあるお母さんにつき合っていると、そうではないのだよというところで応援していきたいのです。一人ひとりを大切にしてくれる杉並なのだよというところでやっていきたいと思っております。特にそのように入れてほしいということではなくて、気持ちがあるということがわかればいいのです。本当に一人ひ

とりを大事にしてほしいということです。

**会長** ぜひもう少しどこかに言葉としても入れた方が、これは入っているとわかるということです。

**委員** 今のことは基本的人権という立場から言うと、非常に大事なことだと思いますので、そういう形で入れていただければいいのではないかと思います。

12ページの⑦の「学校教育の充実」というところですが、ここを読んでいきますと、最後から4行目に「教員の指導力向上や施設整備、その他適正な教育環境の整備に努めるとともに、地域の人々の意思と力に支えられた地域運営型の学校づくりを、周囲の行政機関等とも連携しながら」とあり、その他もちろん地域との連携など、いろいろなものが含まれてくる学校教育の運営、経営というものが非常に問われるような内容がここには盛られています。

今は本当に学校の校長や教員の先生方は大変頑張って努力している姿をよく耳にしたり目にしたりするのですが、やはり経営力というのですかね。言葉はよくわかりませんが、学校経営力というものを高めていかないと、非常に管理が厳しくなってしまう。そういうものに振り回されていく学校にならないように、自分から経営力を高める努力をしていけるような内容が欲しいかなという感じを持ちました。

**委員** 今の12ページの⑦番で私もわからなかったところは、真ん中あたりに「地域の人々のボランティア活動や自発的な資金寄附などの支えのもとに、運営されることが望ましい姿」と書いてありますが、この辺は今まで出てきていない内容なので、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

**庶務課長** 今、杉並区の学校では、特に地域の人たちの力を学校に入れるような取り組みを進めています。コミュニティスクール、地域運営学校などもそうですが、学校の意思を決めていくに当たっても地域の方々に入ってもらう。それから、ただ考えるだけではなくて、行動としても地域の人たちのさまざまな協力を入れていく。例えば学校図書館の管理ですとか、今、学校の安全なども心配されている中では、学校の見守りですとか、さまざまところに地域の方々に参画してもらって学校づくりを進めています。そういう内容をこの中に盛り込んで、その中には、今はまだありませんが、例えば私立の学校のように寄附、基金ですとか、そういうものにも支えられながら、よりよい教育ができればと。そんな中で、今、私どもなりに問題意識を持っていますので、そういうことを盛り込ませていただきました。

**委員** であるとすれば、「資金」という言葉は削ってしまった方がいいのではないかと。というのは、単にお金だけではなくて、いろいろな寄附の形態があるわけですね。ですから、単に「寄附」ということだけでいいのかなという気がいたしました。

あわせて、先ほどからちょっと話題になっている、11ページの④の「家庭教育の支援」という部分で、これは読み方の問題でもあるような気もするのですが、3行目の終わりから「また、この支援は、単に親が子育てをするうえで不足がちになる部分を行政の施策として補うようなものでなく」とありまして、では、それはやらないという意味なのですか。

もうちょっと高める方向に進めたいということをお願いして、こういう文章になってしまっているの

はないかなという気がして、それであれば「支援が必要です」の後、今の部分は全部削ってしまってもいいのではないかなと。「支援が必要です。また、家族の知恵として」云々とつないでいく。その部分の意図がはっきりしていて、不足がちになる部分を行政の施策として補うようなことはしないのだというのだったら、それはそれでまた話は別なのですが。

**庶務課長** 今おっしゃったように、全くそれをなくすとかいう話ではなしに、そういうことに目が行きがちだが、もちろん後段に書いてあるようなところについても支援を考えていくことが必要ではなかろうかと。要は、両方大事なことだと思うのです。

**委員** そうすると、「補うだけではなく」とかですね。

**会長** 否定的な書き方ではなくてね。「子育てをするうえで行政がより施策として支援するだけでなく」というポジティブな書きの方がいいのではないかなという気がしますね。

ちょっと私も12ページに戻って委員の疑問に、これは私の考えでもあるのですが。これからは自治体は金がなくなってきていますから、余りそれに頼れなくなってくるのですが、そういう消極的な意見ではなくて、これは法律も条例も変えなければいけません、少なくとも多くの先進国のように、自分で稼いだ金を有無を言わず税金で持っていかれるよりは、その1割や2割は自分の意思で、私の稼いだ金の何分の1かはこっちに使ってほしいと。税金で何に使われるかわからないまま、税務署とか区役所に持っていかれるよりは、実は寄附文化というのは、自分の稼いだ金を自分の使ってほしいところに自分の意思で選択的にやれる文化なのでですね。

日本の場合はそういうものに対する免税措置がアメリカなどより低いものですから、なかなか寄附文化がはやらないのですが、国、あるいは自治体でできればやってもいいと思うのです。例えば、税金で100万円持っていかれるうちの3分の1、30万は自分の意思で学校とか病院に使うのだと。残り70万は区民税として納めるという時代になった方が私はいいのではないかと。区民の意思、納税者の意思で、納税された税金の使い道にしっかりと私たちがコミットするというか、意思を持つ。「寄附」と書いてしまうと、強制的にお祭りの寄附みたいな感じになってしまうのですが、そうではなくて、今の新しい流れからすると、多くの国では自分の意思で自分の稼いだ金を使ってもらうという形ができる。選択的に納税をすることができるようになってくれば、変な形に税金が使われないという意思が多分出てくるので、将来的にそうなるといいなと私自身は思っています。

例えば学校が債券を発行して、その債券を買ったら、その部分に関しては、ちゃんと学問的、教育的な分野の債券を買ったのだから、ある程度減税をされるとか、そういう仕組みができるとうごくいいなことなのですね。そういう文脈で読んでいただけるとというか、杉並区が先進的にそのようになるというかなと思って、私はこの部分はできれば——委員がおっしゃるように、お金だけに限定してしまうとちょっと狭くなってしまいますので、いろいろな意味で物も含めて、自分が一生懸命稼いで買ったものとか、稼いだものとかを子どもたちのために、あるいは恵まれない人たちのために、支援の必要な人たちのために使

ってもらおうのだという社会になるといいのではないかと書いて書かれたものです。

ほかにいかがでしょうか。

**委員** 今、寄附云々は税法上の問題があつてなかなか難しいというのがありますね。これはハンガリーが発祥だと思うのですが、収入の1%を寄附して、自分の好きな活動に使ってもらいたいというのがあります。

それはそれとして、「ボランティア活動や自発的な」とありますが、こういう言葉は、条文あるいは前文にしても解説というのにはあり得ないと思うのですが、アクションプランでは用語解説がありますね。

「ボランティア」というのは一般的にはまだまだ無償というイメージがあるのですが、当然、有償ボランティアというものはあるわけですね。ですから、何かボランティア・イコール無償奉仕活動というとらえ方がされかねないので、ボランティアは有償もあるのだよということが伝わるような内容になったらいいなと思うのです。

現に私が今やっているのは小学校で、門も塀もない小学校ということで、受付があつて、見守りをしているのですね。午前2時間半、午後2時間半、毎日2人で交代でやっていますが、2時間半で1,100円なのです。でも、本人たちはボランティアという意識でやっています。まさしく有償ボランティアは成り立っているわけですから、無償というのが払拭できるような内容が欲しいなと思っています。

**会長** 最近ようやくというか、この提言案はそうなっていると思うのですが、余り妙な片仮名や横文字が多くなくて、私はいいなと思っているのですが、それでもまだ「ボランティア」とか、その下にある「ライフステージ」とか、幾つかあります。それで皆さん方の抵抗がなければいいと思うのですが、できるだけ日本語をちゃんと当てると。ただ、今の「ボランティア」は、逆に日本語にすると、さっきの手あかにまみれた日本語のようなことになってくるので、片仮名を使ってごまかすわけでもないのですが、新しいイメージを入れていく。

**委員** ボランティアというのは無償なのですから。有償ボランティアというのはないわけですよ。だから、もし有償ボランティアというなら、名称を変えないといけないのではないですか。

**委員** 奉仕とかね。

**会長** 奉仕活動とか奉仕にすると、これはやはり「奉仕」という言葉に独特の意味がありましてね。都立高校で今年から奉仕という科目をつくってやることになりまして、私も実は東京都教育委員会の会議の委員をやったのですが、さんざんもめて、やはり日本語にしよう。奉仕というの、またいろいろな意見がありますが、いや、最低必要経費はとっていいんだというのは、一方でむしろ一般的になってきていますよね。

**委員** 基本的にボランティアは無償だと私も考えているのですが、ただ、最近のボランティアの傾向としては、NPO法人の方とお話をすると、足代、弁当代ぐらいいは出そうよという考え方も出てきているようですので、行為に対してのお金という意味の有償ではなくて、交通費ないしはお弁当代といったレベルが

今委員がおっしゃった有償に当たるのかなという気がしています。私は、「ボランティア」という言葉はもう日本語としてほぼ定着しつつあるのではないかなという気はしています。年齢的な問題もあるのかもしれないかもしれませんが。

**委員** 私もそのように思います。ボランティア活動というのは本当に日常、皆様が使っているような言葉になってしまっていて、別に片仮名文字だからどうのこうのということは余り考えなくてもいいと思います。

私は先ほどから寄附文化というのはとても理想だと思うのですが、杉並の私たちの生活の中では「資金寄附などの支え」というのがちょっとまだ早いかと思っておりまして、この文章のままで言えば「ボランティア活動や自発的な支えのもとに」とか、資金とか寄附という言葉がない方がみんなにわかっていただけのかなと。日本とか杉並の場合は、会長さんがおっしゃる気持ちはとてもわかるのですが、まだ今は無理かなと思います。

**委員** ボランティアという言葉の定義の反論ではないのですが、まさしく報酬ではないのですね。実費なのです。少なくとも持ち出しはないという形ですね。今、NPOでも、法人格を持っているのがNPOだと思っている方も多いですよね。法人格がなくてもNPOはNPOなのですが、一般的にはまだNPOイコール法人格を持っているという認識がありますね。ですから、圧倒的多数の人間がどう受け取るかという問題に私は非常にこだわっているのです。そもそもボランティアはとか、NPO活動団体とはということと言っているのではなくて、まだまだそこまでの受け取り方がされていないのが一般的ではないかなという老婆心です。

**会長** それは委員ではないですが、世代とか、自分の住んでいる、あるいは活動している世界の皆さんそれぞれで意味の違いはあります。

**委員** もし今のような状況だとすると、逆に会長がおっしゃったように、ボランティアとか自発的な寄附を広めていくというのを、杉並でこれから活性化していく上で入れておいた方がいいのではないかなという気がいたします。

**委員** この「資金寄附」のところは私も実は赤線を引いたのですが、ウーンという思いと同時に、私は去年までコミュニティスクールの委員をやっていたのですが、そういった中でも、どうやったら資金を継続的に、ある一定の金額を貯められるのだろうと考えたときに、資金寄附というのは大きなことになるのです。ただ、現実問題として、これは教育委員会の方がいらっしゃるので言うのですが、今、現実には学校は寄附を受けられないですね。受けられないのです。なので、法の整備とか、そういった方法を考えると、こういうところに入れていただくことによって、ある意味では問題提起ができるのかなという思いもあり、今ちょっと2つの間で揺れています。早いよなというのと同時に、そういう問題提起も少し入れておかないと、特にコミュニティスクールみたいなものが今後どんどん増えていくのだとすると、必ずこの問題に突き当たっていくということであると、とても大きく揺れているところです。

**次長** 寄附そのものは区として受けられるというのが今の仕組みになっているわけです。区として受けたものを歳入にしておいて、翌年度、予算措置をしながらやっていくというのが今の仕組みなのですね。それでは迅速性がないという話と、それから寄附をした人が、翌年度になって寄附行為そのものがどうも変だという感じを持ってしまう。今、どういう扱いをしているかという、実はお金ではなくて、物で学校に寄附をいただくということをやっているわけです。皆さんご存じだと思いますが、PTAですとか、周年行事ですとか、そういうときにやったりしているというやり方があるわけです。

先ほど会長がおっしゃった話も、今、少しずつですが、検討の段階に入っているのは間違いないと私は見えています。すぐできるかどうかは別にしても、少なくとも寄附文化をもっともっと醸成していくことによって、地域レベルでの仕組みがきちんとできていく。そのときに、先ほどおっしゃったような例えば税金が免除になるだとか、そういったこともあわせてやっていく。それには当然、所得税法ですとか、いろいろ改正していかなければいけないものがあるわけです。それがいつになるかちょっとわかりませんが、そういったことも大事なのだというところで、検討なども進められていると私たちは認識しています。

**会長** 私はやはりこれから、納税者としての意識をちゃんと持つ。特に私らみたいに天引きされている人間は、1年間どれぐらい納めているか正直知らないのですよね。これはやはり政治意識ということもあるのですが、納税者としての意識、税務署を敵に回すみたいな話ですが、どうせ持っていかれるのであれば——私は海外に1年だけいましたので、税金を納めに行ったことがあるのですが、窓口に「カスタマー」と書いてあるのです。「お客様」ですよ。納めに行ったら、「ありがとうございます」と言うんです。杉並区の区民税を徴収する方が言ってくくださるかどうかわかりませんが、そのおかげで行政サービスができるのだというね。こっちも、そのおかげでごみ収集をしてくれるのだと思うから納めに行くのです。これは日本にいたときと感覚が全然違いました。私たちもそろそろそういう感覚を持つべきではないかと。

それは今のところ政治に関心を持って、税金の使い道、議会とか区長さんとかに対する意思として、投票で私たちは意思をあらわしますが、それ以上に本当に自分の納めた税金がどこにどう使われているのか、あるいはどう使ってほしいのかということに私たちは関心を持って、できれば自分の意思で自分の稼いだ金は使ってもらいたいという世の中になってほしいと思っていますので、私自身はできれば入れておきたいなと思うのです。

**委員** 私もこの文章を初めて見たときはちょっと抵抗感があつたのですが、皆さんのそういうお話を聞くと、なるほどなと感じるのですね。ですから、多分この条例を初めて見られた方はドキッとした感じとか、ちょっと強制性を感じたりすると思うので、先ほど皆さんが言われたようなことを説明書きのような形で、納税者のあり方とか、これからの学校運営のあり方とかを少し補足するような形でこの中に設けたらいかがでしょうか。このままだとやはり説明不足なところがたくさんあるような気がしました。

**会長** スポーツ選手とかビジネスの世界で成功した人たちはしょっちゅう寄附したりしているではないですか。気持ちいいだろうなと思うのですが。（笑）

**委員** 私は今、12年ぐらい、交通費を出し、研修費を自分で出し、すべて持ち出しでボランティアを続けています。それは区内ではありません。それから、この4月から学校のボランティアを頼まれて、1学期25回、有償のボランティアを始めています。ただ、私はボランティアをするというのは、たまたまそれが無償だったり有償だったりということで、ボランティアは無償の行為なので、「ボランティア活動」でいいと思います。

それで、今度こちらの方（事務局）に向かって言うのですが、私は25回ではなくてもっとやりたいのですが、制度としてはというところがありますよね。だから、ボランティアというのは無償でという、その辺がどうにかできたらいいなというのがありますね。もっとやりたいから、お金を30回分出してほしいということではなくて。

それと、ボランティアセンターの方から紹介された方が別に来ています。だから、その方はまた違った形のボランティアなのだろうと思うのですね。いろいろな形のボランティアが学校に入っています。それから、地域にも入っていると思います。せっかくだったら、そういうところのボランティアのあり方も考えたり、将来に向かってボランティアということの話を詰めてもいいかなと思ったりしています。

**会長** 杉並区では、そのように一人ひとりが人づくりに関して、まさに汗水流すということもある種のボランティアであって、交通費を負担するというだけではなくて、時間を提供する、自分の時間をその活動に出すということなのだろうと思います。

**副会長** 「就学前教育の充実」のところで、先ほども委員が言ったように、「一定レベル」というのがどうもひっかかるのですね。このように出されますと、どのぐらいのレベルのことを指しているのか考えてしまうのです。これはカットはできないですか。「杉並共通の就学前教育」だけではだめでしょうか。

あと、基本的な取り組みが①からありますが、この順序性は何かあるのですか。例えば②番の評価は、普通、最後に持ってきますよね。意識啓発のことも終わりの方かなと思うのですが、これの順番とかはあるのでしょうか。

**庶務課長** 特にこだわりはないのですが、最初にプランのことを挙げましたので、PDCAの流れでやったということです。これもやはり順番によって強弱なり、懇談会のご意見の強さをあらわしていく上では、改めて順番はこれを前にということがあれば、そのあたりは整理していくのも1つかなと思います。

**会長** ⑨番までありますので、その順番も含めていかがでしょうか。

**委員** 私は、これは基本的に条例をつくる話なので、極端に言えばこの9つの項目がありさえすれば順番はどうでもいいと思います。我々はこれが重要だから、これを優先的にやってほしいというのではなくて、全部やってもらわないと困る話なので。

**会長** そうですね。条例そのものはこの私たちの提言をもとにしてつくっていただく。その場合には、ある種技術的なものもあると思います。条例というのは最低限こういうものでなければいけないというような。それはもう条例をつくる時に専門家にルールを守っていただいて、私たちの気持ちとしては委員が

おっしゃったように、こういうことだけは必ず条例のどこかに書いてくださいねという形がまず基本だと思います。

どうぞほかのところも含めて、もう少し議論を……。

**委員** これはちょっと問題がそれるかもしれませんが、寄附の問題ですね。これは杉並区で今、NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例がありますね。これに基金をつくって支援していこうというのがあるのですが、寄附する人たちの意思をいかに反映させるか。それができないと、ただ寄附したのでは、その意思がなかなか働かない。このように使ってほしいと、今、会長が言っていましたよね。それで大分苦慮しているようです。いかに寄附者の意思、意向を支援先に反映させるか、これも同じようなことが言えると思うのです。先ほどの次長の話だと、学校が直接現金の寄附を受けるわけにはいかないと。とりあえず区が受け取って、それをどう使うか。そのときに寄附者の意思が反映されるかどうか、その辺のシステムづくりを、もしこれを載せるとすると、これからしていかないとならないと思うのですね。

**次長** 余り長くなってしまふといけないので、簡単に話しますが、寄附の関係については、これまでも杉並区として特区の申請をしているのですね。要は、寄附ができるようになったら税金をおまけしてほしいということでやっているのですが、総務省が頑としてこれは特区になじまないということで、だめという話に今はなっています。

それをどう打開していくか、違う策を考えなければいけないということで幾つか考えているのですが、例えば今の考え方でいくと学校は受けられないわけですね。区は受けられても、学校は受けられない。学校が受けられるとすれば、そこに透明性がきちんと確保された、きちんとした組織がないといけないということになっているわけです。それをどうつくっていくかというのも、実は検討していかないといけない話ですし、仮にそういう組織をつくったとしても、まだ寄附そのものは認めませんと。大学はいいわけですね。大学に対しての寄附はありますが、義務教育についてはありませんから、その辺をどう変えていくのかということになると、税法上どうしていくのかは区だけではできない話なのですが、そこまでやっていかないと、現実には大きな壁があるというのが今の状況です。

**委員** もうちょっと詳しく教えてほしいのですが、今の次長のお話で、私もずっと気になっていたのですが、大学が認められて、なぜ小・中学校が認められないのか。大学と同じ条件さえ整えばいい話なのか、そうではなく、もっとほかにも障害があるという話なのですか。

**次長** 今の税金の構図の話というのは、理屈があつてないようなところもあるのですね。要は国の方と個別、個別でいろいろやっていけば、特例と称して生み出されてくるものも幾つもあるわけですね。そういった中でつくられてきているのが大学の関係であつたりするわけです。ところが、そういう話は義務教育は一切していませんから、まだ前例もなければ何もないというのが今の状況だと思っています。

**会長** 何とか杉並区で頑張つて、その辺、突破口を開いて、それこそ杉並の子どものため、区民のためになるといいなと思うのですが。

ほかにかがでしようか。

**委員** 11ページの先ほど副会長がおっしゃった「一定レベルの杉並共通の就学前教育」というのは大変難しいと思います。私も昨年、幼稚園の年長組で、これから小学校へ行くのにとっても暴れていて、手に負えなくて来てほしいということでボランティアで行ったことがあります。幾らレベルを決めても、それぞれのお子さんたちの育ち方で違って来る。この「一定レベルの杉並共通の」と書くということは、そういうレベル的なものが何かあるというか、レベルをつくらうということなのですか。

**会長** それは違いますよね。受ける側ではなくて、こちらが提供するサービスとしてレベルを設定しようという意味ですよ。

**委員** その辺の確認をしないと、そのレベルまで上がらないと、この子たちは小学校に行かれないからということになると、とても大変なことになるので。

**会長** それはもう義務教育も含めて無理な話ですね。

**委員** その環境を整えるという、それはすばらしいことだと思います。

**会長** 環境を整えるということです。

**委員** そのように読めるといいと思います。

**副会長** 今の一定レベルというのは、ちょうど今国が手をかけているのですが、保育所の保育所指針と幼稚園の教育要領を一本化しようという動きがされようとしています。特に3歳から4歳は同じ教育を受けられるようにという、そのレベルのことを多分指しているのですよね。ただ、レベルと言うと、やはりいろいろなレベルがあるから、質の高いレベルなのか、その辺のところはいろいろとり方があるだろうなと思ったもので、申し上げました。

**会長** そういう面で言うと、どこの幼稚園、保育園に通園しても、今、副会長の説明で、副会長のようにご専門の方はすぐそこでわかると思いますが、これはそのような形で書いた方がいいかもしれませんね。今まで長いことできなかつたという、これも役所の縄張りでもあるし、考え方の違いでももちろんあるのですが。でもそれは、一般の親とか、それこそ常識から考えると、同じ3歳、4歳、5歳の子どもが行くのに、片や幼稚園の教育要領、片や保育園の保育指針でというのはおかしいのではないかという、素朴だが本質的な疑問にちゃんと行政は答えていかないといけない、専門家は答えていかなければいけないのですが、そういう問題もまだ私たちは実はクリアできていないのですよね。

どうぞほかのところもぜひいろいろとご意見を伺いたいと思うのですが。

さっきちょっと言いましたが、次回、もう一回ぐらいこれについて幅広くまたご意見を伺いたいと思っておりますが、できるだけ今日いろいろなご意見をいただいて、5月28日の第8回のときには成案に近いものを出せればと思っておりますので、いかがでしょうか。

**委員** 全体にちょっと長いかなと思います。それから、副会長さんがとても杉並区歌に感動しておられました。私はずっとPTAや青少年委員などいろいろなことをやってきまして、今、育成委員会とかをや

っておりますと、本当に飽きるほど歌ってきているのですね。

それで、橋幸夫が歌っているのです。私は青少年委員時代に、青少年委員に歌わせてくれと、ある議員さんを通じて言ったことがあるぐらいなのですが、そうしたら、保育園の園長さんたちの歌のうまい方がお歌いになられるようになって、ちょっといいかなと思ったのですが、最初、区の行事の中で「橋幸夫の歌に倣って歌え」と言われたことがあったものですから、びっくりしてしまったのです。あの歌は本当にいいとは思っていますが、そのくぐりには必要ないかなとちょっと思いました。

**委員** 私はこれがあった方がいいかなと。やはり人づくりなのだから、こういう姿を目指していく、こういう社会をつくっていきたいということが何となくここであらわされている気がするので、あった方がいいと思います。

**委員** あのときは橋幸夫が杉並に住んでいたから歌わせたのですから、別に橋幸夫にこだわることはないと思います。

**会長** それは今だったら、また多分違う人がね。

**委員** 演歌歌手だということにこだわっているのでしょうか。

**委員** この区歌そのものがもう相当浸透していて、そらでも歌えるという感じがあると思っただけです。

**委員** 今、委員から長すぎるのではないかということがあったのですが、これはこのままではないわけですね。これは提言書ですから、この内容を見て、しかるべく条文にしたり、前文にしたりということができていくわけですね。

**会長** ですから、提言書としてのボリュームが皆さんどうだろうなど。詳しく書けば長くなるし、簡潔にしてみれば、逆に言うともた説明もしなければいけないし。できれば、いいものというのは余計な説明をしなくても、限りなく100%に近い形で私たちの意思が伝わるボリュームがいいと思います。

**委員** そういう意味では、これは非常に適切だと思います。

**会長** 読むのに1時間も2時間もかかるようなボリュームではいけないし、言葉遣いが辞書を引かないと読めないようなものでもいけない。今そういうソフトがあるみたいですが、小学校6年生で習う漢字以内にとどまっているとか、中学校3年までの漢字でとどまっているとか。私の知り合いがこのソフトにかけると、これは6年生にならないと習わない漢字が入っていると言ったことがあるのですが、そこまではちょっとどうですかね。それと、さっき言った片仮名の問題も。

**委員** まさにその片仮名のことで発言しようと思ったのですが、8ページの「バランスよくしっかりと」の「バランス」はもう変えようがないような気がして、そのぐらい日本語化していると思うのですね。でも、この「スキンシップ」は何かほかに日本語がないかなと。特に杉並区長は、極力片仮名英語は使わないように提唱していますが、この「スキンシップ」は何かほかにないかなと。かといって「肌の触れ合い」と言うと変に生々しくなるかなと思うし。これももう日本語化しているのですかね。これでも「教育ビジョン」という形になっていますが、この程度なら余り片仮名にこだわらなくてもいいかなと思うので

すが、ちょっと気になったのが「スキンシップ」でした。

**委員** 分量としては本当にこのぐらいがちょうどいい分量だと思います。

それと、今、片仮名の件があったのですが、幾つか私が読んで気になるとすれば、「スクラップ・アンド・ビルド」というのがビジネス用語なので、一般の方になじみがあるのかなというところです。今の「スキンシップ」に関しては、ほぼ日本語化しているのではないかという気持ちが私の中ではしております。

あと1点だけ、ここの中で、行政に対して何か目標値、いつまでに何とかするみたいな切り口があった方がいいのかどうか。

**会長** 条例をいつまでにみたいなことですか。

**委員** はい。すごく総体的なことなので、いつまでにというのはそぐわないような気もするのですが、ちょっと読んでみてそこだけが気になったので。

**会長** それは前、次長でしたか、教育長でしたか、大体こんなスケジュールでというのは最初の頃からあったと思いますが、それはどうでしょうか。まあ、書かなくてもいいのでしょうね。今のようなスケジュールで一方で動いているというか、準備もしていらっしゃるのでしょうか。それを改めて私たちとしては確認をして、選挙も終わりましたし、そういうスケジュールでいきますという形でいいですよ。

**委員** これも当初、会長の方から出ていたと思うのですが、実際にこれを行動計画とか推進計画としたとき、その検証、見直しの中で第三者機関を置くべきではないかという話があったような気がしたのですが、その辺はここでは触れる問題ではないのですね。

**会長** いや、10ページに評価とか効果検証という話が出てきましたので、そういう形でいいのではないかと思います。

**委員** わかりました。

**次長** ちょっと補足ですが、今、教育基本法絡みの関係で国会に上程されている法律が幾つかあります。その中の1つに、これは教育委員会ですが、教育委員会の評価という話で、第三者を入れてやるべきだといったものも入ってきています。

**会長** そうなのです。学校に対しても第三者評価の準備をしないといけないことになって、私の研究所で今度からやりたい、杉並区もぜひご協力いただきたいと思っているのですが。

来週あたりには国会で今提案されている法律がどうも通りそうだという話ですので、そうすると、教育委員会そのものも今までと大分違ってきます。今度出ている教育改革三法というのは、教育基本法以上に戦後の学校教育の体制、あるいは教育委員会の仕事をかなり大きく変える、すごく重要な法案で、それが今議論されているのですね。そうすると、これにも影響してくるし、教育委員会自身も変わらなければいけない、学校も変わらなければいけない。

学校教育法の中で、保護者、地域と連携をして、学校はちゃんと情報を出しなさい、評価をしなさいと

ということが今提案されている改正学校教育法の中に入っていますから、もうこれはやらざるを得なくなってきました。ですから、私たちの条例の考え方はそれを少し先取りをしています、もう先取りではなくなつて、当然ですよとなるだろうと思いますので、私たちの先読みはそんなに間違っていなかったなと思うわけです。それから、委員の言った地域運営学校みたいなものも、多分これからもっと増えてくるだろうと思います。

そろそろ8時ですので、あとお1人かお2人……。

**委員** きょうの「広報すぎなみ」の区長のところに、30人程度学級にしていくとありました。私は毎回、少人数学級にしたらという発言をさせていただいておりますが、これは区長の公約でした。それで、30人程度の学級をどうするのかということがあの文章だけではわからないので、細かいことは書かないということですが、もし条例に書けるのであれば書いてほしいなと思います。

**次長** 区長の公約だということは認識していますが、具体的にどうするかはまだの話です。

**委員** きょう広報に書かれていたのですが。

**次長** その額面どおりで受けとめていただかないといけないかと思います。

**会長** きょうの新聞で、文部省の中教審の議論の中でも、35人にすると国としてはこれだけの人と金が必要ですよというものを東京大学の小川さんが提案してくれました。

**委員** ちょっと気になっているのは寄附のところなのですが、学校に直接寄附ということになると、寄附者の権力とか、そういうことが変な形であらわれてくることがないようにしていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

**会長** 先ほど委員のところでごおうと思ったのですが、ボランティアも寄附も、あくまで受ける側が必要とするボランティアであり、必要とする寄附でなかったら、例えば学校であれば、学校教育の本来のあり方からして必要もないような、あるいは極端なことを言うと、考えに反するようなことに、寄附をするからそれをやってほしいと言われても、それは校長なりボランティアを受ける団体が拒否をする。あくまで必要とするところに必要とするボランティア、必要とするお金なりサービスということでない、それはやはりいけないのではないですか。例えばとんでもない教育に、私が金を出すから、それを学校でやれと言われてたって、学校はきっちり拒否をする。それはやはり私たちの教育の考えに反しますということになるのが当たり前ではないでしょうか。

**委員** その辺が変な方に行かないようにということです。

**会長** あくまでそれは子どもたち、受ける側にとって必要なものにならないといけないですね。ボランティアも押しつけボランティアで、そんなことしてもらわなくていいような、それはボランティアとは多分言わないのではないかと思います、そういったものが今後、妙にふえてきたりすると、お節介みたいなボランティアとか、余計なお金なら要りませんというべきです。

だから、アメリカとかイギリスなどでも、望ましくない人とか団体からの寄附は受けないのですね。そ

れはもうはっきりしているのです。例えは悪いのですが、暴力団関係の人の寄附なんていうのは最初から受けない。それから、子どもから見て余り望ましくない企業からの寄附については、世の中には認められている職業でも、子どもから見て望ましくない形で稼いだお金であるから受けない、というルールみたいなものをイギリスなどではつくっています。

**委員** 今の内容なのですが、例えばアメリカのMADDという有名な飲酒運転撲滅運動がありますよね。あそこはアルコール飲料のメーカーから一切寄附を受けない。今ゼネラルモーターズはちょっとおかしくなっていますが、一昨年あたりまではその団体に年間60億円出していたのですよね。

それはさておいて、今後、寄附を受けられるようになったときに、行政としてそういう選別をするのかどうかということですね。そういう考えがあるかどうかちょっとお伺いしたいのですが。

**会長** それはどうですか。今、私が紹介したような、こういう人からは受けないという形の選別は行政の方ではなさるのですか。今はしているのですか。

**次長** 今、実際に学校で寄附を受けるときには、学校長がその寄附をもらって、学校教育のこういう場面で役立つからいただきますということで受けているのですよね。それ以外について断った例があるかどうかちょっとわかりませんが、基本的には学校教育にとってどうかというのが視点になってきますので、その判断でやっています。それが今度は区の教育委員会の方に寄附を受けていいかどうかという問い合わせが来ますので、当然それらをもとにしながら、教育委員会としてもオーケーですよという扱いになっています。

**委員** 寄附がマネーロンダリングになったりしたらね。

**会長** そうですね。おっしゃるとおりです。マネーロンダリングにならないような、何かそういう裏で悪いことをしているやつがうまく切り抜けるようなものにならないように。だんだん巧妙になってきますから、危ないと言えば危ないのですが。まあ、そういうことを心配しすぎると、また集まるものも集まらないし。

**委員** そういう意味では、一元化で1カ所に寄附を集めて、そこで分配する形も考えられるのではないですか。

**会長** そういう形態もあります。これもまたイギリスの例ですが、個人なり会社があるところにドンと出す場合もあるが、その真ん中に財団みたいなところをつくって、寄附を集めると同時に、あらかじめ受け取る側にどういうボランティアなりお金が欲しいかみたいなことも聞くのですよね。その団体にヒアリングに行ったことがあるのですが、そこで中立的にしっかり集めると同時に、受け取る側のニーズを絶えず聞いておく。

例えばグラウンドを整備したいから何百万欲しいとか、こういう設備を買いきたいから何百万欲しいという要求を絶えず学校側から聞いておいて、それに対してお金をまた一方で集める。しかも、極めて透明に、公平にちゃんとやるというシステムです。これは始まってくればそういう知恵も働くし、もう既に諸外国

ではそのようなすばらしい実績があるので、私たちはそういうところから学べば、極めて公平に、効果的に、子どもたちのために、あるいは活動のためにいい形でお金が使えような知恵が出てくるのではないかと思います。

**委員** 文章の最後の言葉のところ、これは行政の方に責務とか役割を持たせるということでそのようになっているのかと思うのですが、例えば9ページの一番上、「それぞれどのような責務と役割をもって臨むかを明らかにします」とありますので、ですます調で全部整えて、「努めることとします」とか「ものとします」という言葉が後にずっと続くのを、「努めます」と言い切ってしまうのはまずいのかと。これは行政の考え方によるのだらうと思いますが、「こととします」とか「ものとします」としておいた方が、変な意味で言えば使い回しがいろいろきくのだらうと想像できるのですが、一番上のように「明らかにします」と言い切っているのですから、下の方も「そうします」という形で終わった方がいいのかなという感じも受けました。

**庶務課長** 全体的な語尾の整理であるとか、先ほどの片仮名のお話もありましたが、おおよそ固まった段階でその辺は再整理をして、全体の調和、整合を図ろうと思っております。今のところについてはちょっと即答できませんが、今のご趣旨を踏まえて、できるだけ簡素でわかりやすい表現には変えていきたいと思っております。

**委員** こうしろとかああしろと言うのではないのですが、最初の言葉が「します」と書いてあるから、後もそういう意思を示した方がいいのではないかということです。

**会長** ありがとうございます。もうそろそろよろしいですか。

それでは、今日の第7回目の懇談会は、提言案についての皆さん方からのご意見はこれぐらいで、とりあえず締めさせていただきたいと思っております。最初にも申し上げましたように、次回は今日出ました意見を取りまとめて、さらに改訂版の提言案をまとめてお示ししていきたいと思っております。

では、事務局から次回以降の日程について改めてご説明をお願いします。

**庶務課長** 第8回につきましては、5月28日月曜日午後6時半から、この第5・6会議室で開催いたします。以上でございます。

**会長** 皆さん方、お忙しいと思いますが、5月28日の月曜日6時半からこの場所でということです。

何か傍聴人の方で意見がございましたら、挙手をお願いしたいのですが。

(発言者なし)

それでは、第7回の杉並区教育基本条例等に関する懇談会をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。